

公益社団法人石川県不動産鑑定士協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 当法人は、公益社団法人石川県不動産鑑定士協会（以下「本協会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本協会は、主たる事務所を石川県金沢市に置く。

(目 的)

第 3 条 本協会は、不動産鑑定士及び不動産鑑定士補の品位の保持及び資質の向上並びに不動産の鑑定評価に関する業務の進歩改善を図り、もって不動産鑑定評価制度の発展と土地等の適正な価格の形成に資することにより県民生活の向上と県土の健全かつ均衡ある発展に貢献することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)不動産鑑定評価制度の普及及び啓発
- (2)不動産の鑑定評価及び利用等に関する調査研究並びに研修
- (3)不動産の鑑定評価及び利用等に関する無料相談
- (4)不動産の鑑定評価に関する資料の収集、整理及び情報の提供
- (5)不動産の鑑定評価に関する刊行物等の発行
- (6)地方公共団体等からの地価調査等に関する受託業務
- (7)その他本協会の目的達成のために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第 5 条 本協会の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）に規定する社員とする。

- (1)正会員 石川県内に住所、事務所又は勤務場所を有する不動産鑑

定士、不動産鑑定士補又は不動産鑑定業者であつて、
本協会の目的に賛同して入会した者

(2)名誉会員 本協会に特に功労があつた者又は学識経験者で理事会
において推薦された者。

(入 会)

第 6 条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、理
事会の承認を得なければならない。ただし、名誉会員に推薦された
者は、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(入会金及び会費)

第 7 条 前条の承認を得た者は、総会において別に定める入会金及び会費を
納入しなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者からは、
これを徴収しない。

(退会)

第 8 条 会員は、退会届を会長に提出して退会することができる。

(会員の資格喪失)

第 9 条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1)退会したとき。
- (2)会員が不動産の鑑定評価に関する法律第 20 条又は第 30 条の規
定による登録の消除を受けたとき。
- (3)会員である法人が解散したとき。
- (4)会員が死亡又は失踪宣告を受けたとき。
- (5)除名されたとき。
- (6)正会員のすべてが同意したとき。
- (7)後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。

(懲 戒)

第 10 条 懲戒は次の各号に定める方法のうち、いずれかの方法により行う。

- (1)戒告
 - (2)1 年以内の本協会における選挙権、被選挙権、各種会議又は委員
会への参加権及び施設利用権等（以下「会員権」という。）の停止
 - (3)除名
- 2 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会において総理事の
3 分の 2 以上の理事が出席し、その理事の 4 分の 3 以上の決議を得

て、戒告又は会員権の停止をすることができる。

- (1)本協会の定款、規則、規定又は総会の議決に違反する行為、その他本協会の目的に反する行為があったとき。
 - (2)倫理に関する諸規則に違反し、その他会員として品位を著しく損ない、その結果本協会の名誉を毀損したとき。
 - (3)会員が正当な理由がなく会費を1年以上滞納し、かつ、催告に応じないとき。
 - (4)その他懲戒すべき正当な事由があるとき。
- 3 会員が前項各号の一に該当し、かつ、その程度が特に著しい場合には、総会において総正会員の3分の2以上の決議を得て、これを除名することができる。
 - 4 戒告及び会員権の停止は、その事由に該当すると認められた会員に対し、戒告及び会員権の停止の決議を行う理事会において十分な弁明の機会を与えなければならない。また、除名する場合は、当該会員に対し、当該総会の日から1週間前までにその旨を通知するとともに、除名の決議を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。
 - 5 会長は、会員を除名した場合には、当該会員に対して、除名した旨を通知する。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

- 第11条 会員が第9条に基づいてその資格を喪失したときは、本協会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。
- 2 本協会は、その資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は返還しない。

第3章 総会

(種別)

- 第12条 本協会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。
- 2 前項の総会をもって法人法に規定する社員総会とする。

(構成)

- 第13条 総会は、正会員をもって構成する。

(権限)

第14条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 定款変更
- (3) 計算書類等の承認
- (4) 入会金及び会費の金額
- (5) 会員の除名
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
- (8) 理事会において総会に付議した事項
- (9) 前各号に定めるもののほか、法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第15条 通常総会は、年に1回、毎事業年度終了の日の翌日から3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から総会の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により招集の請求があったとき。

(招集)

第16条 総会は、理事会決議に基づき、会長が招集する。

2 総会を招集するときは、日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

3 会長は、前条第2項第2号の規定により請求があったときは、その日から6週間以内に総会を招集しなければならない。

(議長)

第17条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(議決権の数)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(定足数)

第19条 総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席がなければ、開くことができない。

(決議)

第20条 総会の決議は、法人法及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、総会に出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 法人法第49条第2項に定める決議は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第21条 正会員は、他の正会員を代理人として総会の議決権を行使することができる。この場合、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書面をあらかじめ本協会に提出する。

2 前項の代理権の授与は、総会ごとに行う。

3 第1項の正会員又は代理人は、代理権を証明する書面の提出に代えて、政令で定めるところにより、本協会の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提出することができる。この場合、当該正会員又は代理人は、当該書面を提出したものとみなす。

(書面による議決権の行使)

第22条 書面により議決権を行使できる場合には、正会員は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、総会の日時の直前の業務時間の終了までに当該記載をした議決権行使書面を本協会に提出する。

2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第23条 総会の議事については、法務省令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、議長及び出席した正会員の中から指名された議事録署名人2名以上が署名押印又は電子署名しなければならない。

第4章 役員

(役員の種類及び定数)

第24条 本協会に、次の役員を置く。

(1)理事 5名以上9名以内

(2)監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を会長、1名を副会長とする。
- 3 前項の会長をもって法人法に規定する代表理事とする。

(役員を選任等)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって選任する。
- 3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えることはできない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法人法及びこの定款に定めるところにより職務を執行する。

- 2 会長は、本協会を代表し、その業務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 会長は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行状況を理事会に報告する。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、次に掲げる職務を執行する。

- (1)理事の職務の執行を監査し、監査報告をする。
- (2)本協会の業務及び財産の状況を調査することができる。
- (3)理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をする恐れがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告する。
- (4)理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べる。
- (5)第3号に規定する場合において、必要があると認めるときは、会長に対し、理事会の招集を請求することができる。
- (6)前号に基づく請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、理事会を招集することができる。
- (7)理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法務省令で定めるものを調査する。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告する。

- (8)理事が本協会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をする恐れがある場合において、当該行為によって本協会に著しい損害が生ずる恐れがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめさせることを請求することができる。
- (9)本協会が理事との訴えを遂行するときに、本協会を代表する。
- (10)計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書につき監査し、監査報告を作成する。
- (11)その他法人法に定められた業務を行う。

(役員任期)

- 第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員のため選任された理事の任期は、前任者又は他の現任者の残任期間と同一とする。
 - 3 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
 - 4 補欠のため選任された監事の任期は、前任者と同一とする。
 - 5 この定款で定めた理事又は監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された理事又は監事が就任するまで、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

- 第29条 理事及び監事は、いつでも、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任については、総正会員の3分の2以上に当たる多数をもって決議する。役員解任決議を行う総会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

- 第30条 役員は、無報酬とする。

第5章 理事会

(構成)

- 第31条 本協会は、理事会を設置する。
- 2 理事会は、すべての理事で構成する。
 - 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べる。

(権限)

第32条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1)本協会の業務執行の決定
- (2)理事の職務執行の監督
- (3)会長及び副会長の選定及び解職

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1)会長が必要と判断したとき。
- (2)監事から、会長に対して、理事会招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、会長以外の理事から会長に対し、理事会の目的たる事項を示して理事会の招集の請求があったときは、請求の日から5日以内に招集の通知を発しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 4 前項の規定に関わらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、理事会を開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第36条 理事会は、議決に加わることのできる理事の過半数の出席がなければ開くことができない。

(決議)

第37条 理事会の決議は、理事会に出席した理事の過半数をもって行う。

- 2 前項の決議について欠席した理事が代理人による議決権の行使及び書面による議決権の行使をすることは認めない。

(決議の省略)

第38条 理事が理事会の決議の目的事項について提案した場合において、当

該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（ただし、監事が当該議案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。

（議事録）

第39条 理事会の議事については、法務省令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。

2 理事会に出席した会長及び監事は、議事録に署名押印又は電子署名しなければならない。

第6章 委員会

（委員会）

第40条 本協会には、理事会の定めるところにより、事業を円滑に行うために必要に応じ委員会を置くことができる。

第7章 財産及び会計

（財産の構成）

第41条 本協会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1)設立当初の財産目録に記載された資産
- (2)入会金及び会費
- (3)寄附金品
- (4)事業に伴う収入
- (5)財産から生ずる収入
- (6)その他の収入

（財産の管理）

第42条 本協会の財産は、会長が管理し、その方法は、理事会の決議により定める。

（経費の支弁）

第43条 本協会の経費は、財産をもって支弁する。

（特別利益供与の禁止）

第44条 本協会は、本協会に財産の贈与若しくは遺贈をする者、本協会の役

員若しくは会員又はこれらの者の親族等に対し、施設の利用、金銭の貸与、資産の譲渡、給与の支給、役員を選任その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることが出来ない。

(剰余金分配の禁止)

第45条 本協会は、一切の剰余金の分配を行わない。

(事業計画及び予算)

第46条 本協会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第47条 会長は、法務省令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成する。

- 2 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、監事の監査を経て、理事会の承認を得た上で総会の承認を得なければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(貸借対照表の公告)

第48条 本協会は、法務省令で定めるところにより、通常総会の終結後遅滞なく、貸借対照表を公告する。

(事業年度)

第49条 本協会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第50条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以

下「認定法」という。) 施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第47条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 定款変更、解散

(定款の変更)

第51条 この定款は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議により変更することができる。

(解散)

第52条 本協会は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 正会員が欠けたこと
- (3) 合併により本協会が消滅する場合
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 裁判所による解散命令の確定

2 前項第1号により本協会が解散する場合には、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数による決議によらなければならない。

(清算法人の機関)

第53条 本協会が解散した場合（前条第1項第3号による解散の場合及び同第4号による解散であって当該破産手続が終了していない場合を除く。）には、本協会は清算法人となる。この場合、1人又は2人以上の清算人を置かなければならない。

(公益認定取り消し等に伴う贈与)

第54条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の議決を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第55条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の議決を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 本協会の公告は、本協会の主たる事務所の公衆の見えやすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 事務局

(設置等)

第57条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。
2 事務局には、事務局員を置き、事務局員は、会長が任免する。
3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第11章 補則

(細則)

第58条 本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。
2 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、公益法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条による認定を受けた日から施行する。
- 2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条の規定による認定を受けたときは、第49条の規定にかかわらず、当該認定を受けた日の前日を事業年度の末日とし、当該認定を受けた日を事業年度の開始日とする。